



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

668	令和6年度クリーニング師試験の実施	(生活衛生課).....	1
669	生活保護法による指定医療機関の休止	(社会福祉課).....	2
670	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
671	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
672	"	(").....	3
673	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	3
674	"	(").....	3
675	"	(").....	4
676	"	(").....	4
677	"	(").....	4
678	"	(").....	4
679	指定自立支援医療機関の変更	(").....	4
680	"	(").....	5
681	"	(").....	5
682	救急病院の認定	(医務課).....	5
683	広、南広土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
684	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	6
685	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
686	道路の供用開始	(").....	7
687	道路の区域変更	(").....	7
688	道路の供用開始	(").....	8

○ 公安委員会告示

22	遊泳区域の指定	8
----	---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第668号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和6年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 試験の日時
令和6年11月7日（木）午前10時30分から
- 試験場所
和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）
- 試験科目
(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実技試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

令和6年10月1日（火）から同月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、令和6年10月11日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

和歌山県環境生活部生活局生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、生活衛生課において配布する。また、和歌山県ホームページの「和歌山県電子申請サービス」から用紙を印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、生活衛生課（電話番号073-441-2620）に行うこと。

和歌山県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
紀医新 46-26	近藤医院	紀の川市粉河1731	令和 6.3.31
田歯新 28-26	湯川歯科診療所	田辺市下屋敷町2-2	令和 6.5.1
西医新 36-26	あゆみ診療所	西牟婁郡上富田町岩田2457-1	令和 6.5.1

和歌山県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

田薬新 51-06	新万薬局	田辺市新万22-18	令和 6.6.1
--------------	------	------------	-------------

和歌山県告示第671号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3051800 229	児童デイサービ ス スマイル	岩出市尼ヶ辻40-5 2階	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	スマイル株式会 社	岩出市尼ヶ辻40-5 2階	令和 6.6.1

和歌山県告示第672号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3051700 221	デイサービスリ んく	紀の川市畑野上333 -1	共生型放課後等デ イサービス	株式会社Link	紀の川市畑野上316- 3	令和 6.6.16

和歌山県告示第673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社entraide	和歌山市津秦229-4	訪問看護ステーションひとつ	令和 6.6.1

和歌山県告示第674号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
さつき薬局	和歌山市畑屋敷兵庫ノ丁22	李祐子	令和 6.6.1

和歌山県告示第675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ホームケアクリニック城北の杜	和歌山市万町7番地 サピリア石倉ビル3階	石田興一郎	令和 6. 6. 1

和歌山県告示第676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社グリーン	田辺市上万呂3番地 グラン・ジュテ101	訪問看護ステーションほがらか	令和 6. 6. 1

和歌山県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ごんべえドリー薬局有田川店	有田郡有田川町天満342-4	梶田幾生	令和 6. 6. 1

和歌山県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
一般社団法人日本福祉事業管理者協会	大阪府吹田市広芝町3-29 エッグビル第三江坂6階	アウル訪問看護ステーション和歌山	令和 6. 6. 1

和歌山県告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
エバグリーン薬局橋本店	橋本市東家六丁目340-1	医療機関の所在地	橋本市東家六丁目343-2	橋本市東家六丁目340-1	令和6.3.25

和歌山県告示第680号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社PrimaS	大阪府大阪市中央区博労町一丁目7番7号中央博労町ビル804号室	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション和歌山北	医療機関の所在地	大阪府阪南市黒田382番地の1	大阪府大阪市中央区博労町一丁目7番7号中央博労町ビル804号室	令和6.4.1

和歌山県告示第681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社PrimaS	大阪府大阪市中央区博労町一丁目7番7号中央博労町ビル804号室	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀	医療機関の所在地	大阪府阪南市黒田382番地の1	大阪府大阪市中央区博労町一丁目7番7号中央博労町ビル804号室	令和6.4.1

和歌山県告示第682号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 名称 白浜はまゆう病院
- 所在地 西牟婁郡白浜町1447番地
- 有効期限 令和9年6月29日

和歌山県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、広、南広土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年7月2日

1 退任した役員（令和6年4月27日退任）

職名	氏名	住 所
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	櫻谷博明	有田郡広川町大字東中117番地の2
理事	池永実	有田郡広川町大字南金屋377番地
理事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	端野廣	有田郡広川町大字広536番地
理事	西谷和也	有田郡広川町大字殿330番地
理事	楠本大	有田郡広川町大字殿380番地
理事	浅井栄基	有田郡広川町大字南金屋512番地
理事	竹中信義	有田郡広川町大字東中155番地
理事	上田正義	有田郡広川町大字名島279番地
理事	池田義行	有田郡広川町大字名島309番地
監事	藪内剛秀	有田郡広川町大字広1246番地
監事	辻本淳一	有田郡広川町大字広364番地
監事	池田麻美	有田郡広川町大字名島309番地
監事	竹田雄一	有田市初島町里1591番地

2 就任した役員（令和6年4月28日就任）

職名	氏名	住 所
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	辻本淳一	有田郡広川町大字広364番地
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	端野廣	有田郡広川町大字広536番地
理事	山本英輔	有田郡広川町大字殿51番地
理事	楠本大	有田郡広川町大字殿380番地
理事	池永実	有田郡広川町大字南金屋377番地
理事	浅井栄基	有田郡広川町大字南金屋512番地
理事	栗山勝好	有田郡広川町大字東中133番地
理事	竹中信義	有田郡広川町大字東中155番地
理事	崎山博敏	有田郡広川町大字名島404番地の1
理事	池田義行	有田郡広川町大字名島309番地
監事	藪内剛秀	有田郡広川町大字広1246番地
監事	松林崇	有田郡広川町大字広226番地4
監事	竹中秀明	有田郡広川町大字東中169番地
監事	中井准	有田市広川町大字広1008番地8

和歌山県告示第684号

令和6年農林水産省告示第989号（以下「告示第989号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

柏木為子

山田智史

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第989号のとおり

和歌山県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字細川字岡ノ原124番2地先から同町大字細川字滝ノ谷184番地先まで	旧	14.26 ） 31.89	427.43	
同上	新	15.89 ） 76.94	413.89	

和歌山県告示第686号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字細川字岡ノ原124番2地先から同町大字細川字滝ノ谷184番地先まで

供用開始の期日 令和6年7月2日

和歌山県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字立野 中山5252番1地先から同町周参 見字立野中山5251番1地先まで	旧	8.65 } 34.89	146.61	
同上	新	32.07 } 56.75	146.61	

和歌山県告示第688号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 小豆島岩出線

供用開始の区間 岩出市高瀬字若宮139番5地先から同市宮字橋53番1地先まで

供用開始の期日 令和6年7月2日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和6年7月2日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和6年7月9日から同年8月31日まで
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和6年7月13日から同年8月18日まで